

京都市観光振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市観光の健全な発展を図るため、本市の区域内において観光の振興を目的とする事業を行う団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、本市観光振興に従事する者により組織された団体が本市の区域内において実施する観光の振興を目的とする次の各号の事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 時代祭及び葵祭の行列執行に要する経費
- (2) 花街伝統伎芸の保存・継承を行う事業に要する経費
- (3) 本市の観光振興に資する目的で実施する大規模な周年事業及び京料理振興のための展示会に要する経費
- (4) その他、市長が特に必要と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第1号から第3号までの事業については、事業に要する経費の2分の1以内の額で、毎年度予算の範囲内で定める額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、当該端数については切り捨てる。前条第4号の事業については、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市観光振興事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始の14日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 事業計画書

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(交付の決定)

第6条 条例第10条の規定により交付及び交付予定額又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき、京都市観光振興事業補助金交付決定通知書（第3号様式の1）又は京都市観光振興事業補助金不交付決定通知書（第3号様式の2）により通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の

変更に係る市長等の承認の申請は、京都市観光振興事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 補助対象経費の20%を超える増減

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市観光振興事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市観光振興事業補助金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) 領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
- (3) 事業実施状況を確認できるもの(状況写真、報告資料等)

(補助金の交付)

第9条 条例第19条の決定を行ったときは、京都市観光振興事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の決定を行ったとき、既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は所轄局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月1日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

京都市觀光振興事業補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話（　　）－

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。		
事業の名称		
事業の実施場所		
事業の目的及び内容		
事業の実施予定日又は実施予定期間		
事業に要する費用の額	円	
交付申請額	円	
添付書類	収支予算書（第2号様式）、事業計画書	
団体の概要	設立年月日	
	設立目的	
	構成員数	人

第2号様式（第4条関係）

收 支 予 算 書

事 業 經 費	経費内容	金額	積算内訳	支払先等
	合 計			

事 業 資 金 調 達 計 画	内訳	金額	
	合 計		

第3号様式の1（第6条関係）

第 号
年 月 日

京都市観光振興事業補助金交付決定通知書

団体名

代表者名 様

京都市長

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので京都市観光振興事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業

2 交付予定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金は、本事業以外に使用してはいけません。
- (2) 本事業終了後は、直ちに京都市観光振興事業補助金実績報告書に事業実施報告書、収支決算書、領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類、事業実施状況を確認できるものを添付し提出してください。
- (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により、検査することがあります。
- (4) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

4 減額理由（※減額交付の場合のみ記載）

第3号様式の2（第6条関係）

第 号
年 月 日

京都市観光振興事業補助金不交付決定通知書

団体名

代表者名 様

京都市長

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり不交付することに決定しましたので京都市観光振興事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求することができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第7条関係）

京都市観光振興事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話（　　）――

京都市観光振興事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金に係る変更承認を申請します。

事業名称		
変更事由		
変更内容		
事業の概要及び効果	変更前	変更後
事業に要する費用の額	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	收支予算書（第2号様式）、事業計画書	

第5号様式（第7条関係）

京都市観光振興事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市长	年月日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（　　）　－

京都市観光振興事業補助金交付要綱第7条の規定により事業の <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止 に係る承認を 申請します。	
事業の名称	
事業の実施場所	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定日又は 実施予定期間	
事業に要する費用の額	円
交付申請額	円
交付決定日及び 決定番号	
中止・廃止年月日	
中止の理由	

注 該当する□に、レ印を記入してください。

第6号様式（第8条関係）

京都市観光振興事業実績報告書

(宛先) 京都市长	年月日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話（　　）—

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業の実績を報告します。	
事業の実施日又は実施期間	
事業に要した額	円
交付申請額	円
事業の概要及び効果	
添付書類	収支決算書（第7号様式）、領収書等事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類、事業実施状況を確認できるもの（状況写真、報告資料等）

第7号様式（第8条関係）

収支決算書

事業経費	経費内容	金額	積算内訳	支払先等
	合計			

事業資金	内訳	金額	
	合計		

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

京都市観光振興事業補助金交付額確定通知書

団体名

代表者名 様

京都市長

年 月 日付け、第 号をもって交付決定した上記の補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので、京都市観光振興事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業

2 補助金交付額 金 円